

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第31期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼会長 坂田 明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画本部長 大島 和 男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画本部長 大島 和 男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第30期 第3四半期 累計期間	第31期 第3四半期 累計期間	第30期 第3四半期 会計期間	第31期 第3四半期 会計期間	第30期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	1,870,210	2,783,328	543,155	730,129	2,688,234
経常損失() (千円)	190,928	112,441	101,777	66,002	238,342
四半期(当期)純損失() (千円)	113,963	73,074	60,103	39,469	150,584
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			533,737	533,737	533,737
発行済株式総数 (千株)			12,712	12,712	12,712
純資産額 (千円)			1,634,673	1,485,870	1,599,861
総資産額 (千円)			2,196,260	2,203,440	2,366,965
1株当たり純資産額 (円)			144.26	130.42	140.95
1株当たり四半期(当期) 純損失金額() (円)	10.20	6.54	5.38	3.53	13.47
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)					4.00
自己資本比率 (%)			73.4	66.2	66.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	298,667	534,356			163,514
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,687	8,192			1,987
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	55,225	44,878			55,337
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			1,076,626	624,539	1,211,967
従業員数 (名)			121	121	121

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため該当事項はありません。

4 第30期第3四半期会計期間、第30期第3四半期累計期間、第31期第3四半期会計期間、第31期第3四半期累計期間、第30期末の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	121 (27)
---------	------------

(注) 従業員数は、就業人員数であり、契約社員・派遣社員・顧問等の臨時雇用者は、()外数で平均人数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社における生産状況は、施工管理、施工技術、機械力、資金力及び資材調達力等の総合によるものであり、工事内容が多様化しており、また工事は外注の割合が高いことから具体的に表示することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
オフィス事業	290,753	
CM事業	190,609	
CREM事業	138,330	
合計	619,693	

(注) 1 上記セグメントは、当事業年度の第1四半期会計期間より区分しております(以下同様)。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同四半期比(%)
オフィス事業	353,309	
CM事業	284,171	
CREM事業	92,648	
合計	730,129	

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
公立大学法人大阪府立大学			151,272	20.7

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。
なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間（平成22年10月1日～平成22年12月31日）のわが国経済は、一部の業種においては企業収益に改善の兆しが見られるものの、雇用情勢や個人消費は依然として厳しい状況にあり、さらに円高の長期化やデフレの影響が懸念されるなど、先行き不透明感から企業は新規設備投資に慎重な姿勢を崩さず、依然として予断を許さない状況で推移しております。

当社では、赤字脱却を当期の第一目標に掲げ、この厳しい経済環境にあっても、サービス品質を落とすことの無い様、「明豊のCM」を提供しつづけることの社会的意義を全社で共有しました。そして、プロジェクトマネジメントの現場力をより高めるとともに、従来にも増して高い専門性に基づいたソリューションを顧客本位に提供し続けることで、当社が提供するサービスの幅は確実に拡大しております。

また、CM（コンストラクション・マネジメント）マーケットが拡大していることから、オフィス事業のプロの領域をCM事業に拡大する体制を前期後半から着手し、当期に入ってから、対象となったメンバーの成長に大きな手応えを感じております。数多くの拠点を持つお客様向けのCREM（コーポレート・リアル・エステート・マネジメント）事業については、提供するサービスの深化とデータベース化を中心とする情報の可視化を更に進め、顧客満足度の向上に繋がっております。

これらの結果、当期第3四半期会計期間の売上高は730百万円（前年同四半期543百万円）、売上総利益は114百万円（前年同四半期68百万円）と増加いたしました。販売費および一般管理費は抑制した予算水準にて推移し、営業損失は66百万円（前年同四半期 営業損失104百万円）、経常損失は66百万円（前年同四半期 経常損失101百万円）、四半期純損失は39百万円（前年同四半期 純損失60百万円）となり、社内で管理する第3四半期予算を上回る結果となりました。

事業のセグメント別の状況は以下のとおりです。

オフィス事業

オフィス市場におきましては、依然として厳しい受注環境となりました。東京ビジネス地区（都心5区 / 千代田区・中央区・港区・新宿区・渋谷区）の2010年12月末時点の平均空室率は8.91%（注1）と高い水準であり、固定費削減のみを目的とした移転需要が多い中で、当社ではワークライフバランスへの対応や事業継続、環境保護等の観点に優れているテレワークを意識した生産性の高いオフィス構築案件等については、着実に受注に繋がっております。

このような市場環境を踏まえ、当社は前述のマルチタレント化を進めることで、オフィス市場における高い顧客満足度を維持しながら、CM事業への対応力強化を図っております。

アットリスクCM方式を採用した請負契約でのオフィス入居、移転、改修プロジェクトが多く完成したことから、売上高は前年同四半期累計期間より大きく増加いたしました。

以上の結果、オフィス事業の売上高は353百万円（前年同四半期累計365百万円）となりました。

CM事業

ビルや学校、工場、医療施設、鉄道駅施設、生産施設、リゾート施設等のCM市場につきましては、これまでの地道なコンサルティングやコスト削減の実績を基に、前期よりかなり受注金額を積み上げることが出来ております。

厳しい経済見通しを踏まえ、適性価格を追及したコスト削減、説明責任の確保に繋がる発注プロセスの透明性向上等、顧客の要請はこれまで以上に拡大しています。当社は、いかなるグループにも属さない完全に独立した地位を確立している上、当社技術者に関するフィーはマンアワー（社員一人ひとりが費やす時間）に基づいており、お客様の納得感を得られ易くなっています。この手法は、工事や機器などの調達に当たって、徹底したベンダーフリーと、顧客本位の品質、コスト、スケジュールの最適化実現に優れていることから、当社の価値は益々高まっていると申せます。高水準の省エネや環境対応など、顧客からの要求は多様化し、工事コスト削減と併せて技術力に裏付けされたソリューションの提案と履行能力が求められる中で、顧客から高い評価を頂いております。

当第3四半期においては、「JR東日本グループ「地域再発見プロジェクト」の一環で、シードル工房と市

場を併設した複合施設において当社は計画段階から参画し、設計マネジメント、調達支援、工事マネジメントを実施し、建物本体だけでなく付帯設備（生産設備、家具・什器、厨房設備等）を含むトータルマネジメントを行い、新青森駅との同時開業をサポートいたしました。このように歴史ある大手企業において、不動産を戦略的に有効活用する需要が高まっており、複数の大学、鉄道駅施設、医療施設等から、当社のCM手法へ期待が寄せられています。

厳しい経済環境ではありますが、国際財務報告基準等の影響もあり、大企業を中心に遊休不動産を含めた企業不動産の有効活用を意識した投資活動が顕在化しております。当社は、さまざまな建築物に対応可能であり、高いプロジェクトマネジメント（PM）能力に加えて設計や積算能力を持った独立系CM会社として、今後も飛躍が大きく期待できる見通しとなりました。

以上の結果、CM事業の売上高は284百万円（前年同四半期62百万円）となりました。

CREM事業

大企業向けを中心に、保有資産の最適化をサポートするCREM市場については、多拠点施設の新築、改善プロジェクトに関して、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）採用による工事コスト削減や、保有資産のデータベース化による資産情報の集中管理等の成功事例が着実に顧客の評価を獲得出来ております。さらにER（注2エンジニアリングレポート）の検証業務を始めとし、複数の不動産物件の事業計画に対して、顧客のニーズに合わせてその事業性を高めることができる当社のマネジメント能力も評価され、金融機関、大手企業、第三セクターよりLCM（注3ライフサイクルマネジメント）等の依頼が増加しております。国際財務報告基準へのコンバージェンスの一部である資産除去債務等の対応や改正省エネ法に代表される各環境関連法規の対応を含め、CM手法を用いた当社サービスへのニーズはますます高まりをみせております。

以上の結果、CREM事業の売上高は92百万円（前年同四半期114百万円）となりました。

注1 三鬼商事株式会社調べ（<http://www.e-miki.com/data/index.html>）

注2 エンジニアリングレポート

工学的視点から建物状況を調査・レポートするもの。建物の物的価値を正しく把握するためのツール

注3 ライフサイクルマネジメント

建築物のライフサイクルにわたって 建築物の効用の創出、維持、向上ならびに費用の削減を総合的に行うと共に、生涯二酸化炭素（LCCO2）の削減も考慮し、最適な代替案を選択していく営み

・環境対応について

CO2削減、改正省エネ法等の対応など、各企業様のCSRに対する意識はさらに高まっております。当社のCM手法は、その透明性により徹底して顧客の立場で顧客の環境目的達成を支援することができま

す。当事業年度より複数の案件を受注し、環境配慮手法を駆使した最新の技術を考慮し、建物の全ライフサイクルを通じて環境負荷低減の設計及びオフィスや保有資産の中長期的な維持管理計画を立案し（LCM）、コスト削減と環境負荷低減を行うなど、当社独自の手法にて最大の投資効果を得るべくCM手法で支援をいたしました。

今後の環境対応事業範囲の強化と需要拡大に対応すべく、社内においてCASBEE評価員資格取得保有者も増加させております。

・海外PM会社との業務提携

当社は、平成22年6月28日、国際的な建設コンサルタント及びプロジェクトマネジメント会社として長い歴史と実績のあるCyril Sweett plc（本社：英国）並びにWidnell Sweett Ltd（本社：香港）と、建設プロジェクトの分野において、全世界を対象とした戦略的提携を行うことで合意いたしました。3社はこの提携を通じて、顧客ニーズのグローバル化に対応すると共に、互いのネットワークとノウハウを活用し合うことで、新たなビジネスチャンスを創出しております。

・テレワーク推進賞

社団法人日本テレワーク協会が実施する「第11回テレワーク推進賞」において、平成23年1月に当社が優秀賞を受賞いたしました。テレワーク推進賞は、企業・団体でのテレワーク（ITを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）の一層の普及促進を目指して、2000年より社団法人日本テレワーク協会が実施している表彰事業です。（後援：総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

今年度の「第11回テレワーク推進賞」では、「新たな成長をする、豊かな環境社会を目指して」をテーマに募集が行われ、多数の応募団体の中から当社が優秀賞に選定されました。このことにより、今後オフィス移転や新築プロジェクトにおいて、当社テレワークの事例紹介が設計&PM案件受注に大きく寄与するものと考えています。

(2) 財政状態の状況

(資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて、7.9%減少し、1,790百万円となりました。これは、売上債権の増加等に伴い、現金及び預金587百万円の減少と、完成工事未収入金455百万円が増加したことなどによります。なお、現金及び預金の詳しい内容につきましては、24ページのキャッシュ・フロー計算書をご参照下さい。

固定資産は、前事業年度末に比べて、2.3%減少し、412百万円となりました。これは、減価償却と敷金の返金で合わせて8百万円減少したことなどによります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ6.9%減少し、2,203百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて、15.8%減少し、398百万円となりました。これは、アットリスクCM方式を採用した請負工事の多くの完成により、工事未払金が66百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて、8.5%増加し、319百万円となりました。これは、退職給付引当金が14百万円増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ6.5%減少し、717百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べて、7.1%減少し、1,485百万円となりました。これは、配当金及び純損失計上により利益剰余金が117百万円減少したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前第3四半期会計期間に比べ452百万円減少し、624百万円となりました。

当第3四半期会計期間による各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は、215百万円となりました（前年同四半期は138百万円の支出）。

収入の主な内訳は、売上債権の減少26百万円であり、支出の主な内訳は、仕入債務の減少179百万円であり、これは主にアットリスクCM方式を採用した請負工事の多くの完成によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、3百万円となりました（前年同四半期は1百万円の収入）。

支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出1百万円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、185千円となりました（前年同四半期は122千円の支出）。

支出の内訳は、配当金の支払額185千円です。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しに重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の課題について

当第3四半期会計期間において、当社の経営者の問題認識と今後の方針に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,712,000	12,712,000	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタン ダード)	単元株式数 100株
計	12,712,000	12,712,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

また、大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所へラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行している新株引受権付社債は、次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	平成22年12月31日現在		
	新株引受権残高	行使価格	資本組入額
第2回無担保社債(新株引受権付) (平成13年5月16日発行)	400千円	50円	25円

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議により発行している新株予約権の状況

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第1回新株予約権(平成15年2月14日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	13個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第2回新株予約権(平成15年4月10日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	5個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(平成17年2月4日臨時株主総会特別決議)

第3回新株予約権(平成17年2月4日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	2,164個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	432,800株
新株予約権の行使時の払込金額	405円
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 405円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

会社法第236条、238条並びに239条の規定に基づく平成19年6月27日第27期定時株主総会決議により発行している新株予約権の状況

第4回 - 新株予約権(平成19年6月27日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年6月27日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年10月17日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	1,773個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	177,300株
新株予約権の行使時の払込金額	185円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年10月17日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	1,773個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	177,300株
新株予約権の行使時の払込金額	185円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成20年3月19日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	197個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	19,700株
新株予約権の行使時の払込金額	138円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成20年3月19日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	197個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	19,700株
新株予約権の行使時の払込金額	138円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		12,712,000		533,737		340,068

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,533,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,177,800	111,778	
単元未満株式	普通株式 700		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,712,000		
総株主の議決権		111,778	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の「株式数」欄には証券保管振替機構名義の株式が400株、「議決権の数」欄に当該議決権の数4個がそれぞれ含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 明豊ファシリティワークス 株式会社	東京都千代田区麹町 5-4	1,533,500		1,533,500	12.06
計		1,533,500		1,533,500	12.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	104	101	98	97	154	154	121	107	107
最低(円)	98	91	92	87	80	94	83	87	94

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人日本橋事務所により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有してないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	624,539	1,211,967
受取手形・完成工事未収入金	1,009,671	601,115
未成工事支出金	29,176 ²	26,789 ²
その他	127,065	104,398
流動資産合計	1,790,452	1,944,271
固定資産		
有形固定資産	23,890 ¹	25,270 ¹
無形固定資産	11,046	11,162
投資その他の資産	378,051	386,260
固定資産合計	412,988	422,693
資産合計	2,203,440	2,366,965
負債の部		
流動負債		
工事未払金	237,980	308,255
未払法人税等	1,798	2,600
賞与引当金	41,685	68,441
工事損失引当金	4,415 ²	856 ²
その他	112,526	92,827
流動負債合計	398,406	472,982
固定負債		
退職給付引当金	124,550	109,624
役員退職慰労引当金	194,612	184,498
固定負債合計	319,163	294,122
負債合計	717,570	767,104
純資産の部		
株主資本		
資本金	533,737	533,737
資本剰余金	340,068	340,068
利益剰余金	794,170	911,959
自己株式	208,355	208,355
株主資本合計	1,459,620	1,577,409
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,779	1,779
評価・換算差額等合計	1,779	1,779
新株予約権	28,029	24,231
純資産合計	1,485,870	1,599,861
負債純資産合計	2,203,440	2,366,965

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	1,870,210	2,783,328
売上原価	1,556,250	2,357,791
売上総利益	313,960	425,536
販売費及び一般管理費	₁ 510,531	₁ 538,001
営業損失()	196,571	112,465
営業外収益		
受取利息	869	582
新株予約権戻入益	189	1,031
保険返戻金	5,671	-
還付加算金	-	395
その他	931	544
営業外収益合計	7,660	2,553
営業外費用		
投資事業組合投資損失	1,992	2,475
固定資産除却損	25	53
営業外費用合計	2,018	2,528
経常損失()	190,928	112,441
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,434
特別損失合計	-	5,434
税引前四半期純損失()	190,928	117,875
法人税等	76,964	44,800
四半期純損失()	113,963	73,074

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	543,155	730,129
売上原価	474,344	616,120
売上総利益	68,811	114,009
販売費及び一般管理費	173,211	180,340
営業損失()	104,400	66,330
営業外収益		
受取利息	217	76
新株予約権戻入益	36	297
保険返戻金	2,210	-
その他	158	8
営業外収益合計	2,622	382
営業外費用		
固定資産除却損	-	53
営業外費用合計	-	53
経常損失()	101,777	66,002
税引前四半期純損失()	101,777	66,002
法人税等	41,673	26,533
四半期純損失()	60,103	39,469

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	190,928	117,875
減価償却費	12,120	8,649
賞与引当金の増減額(は減少)	63,173	26,756
受取利息及び受取配当金	869	582
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,434
売上債権の増減額(は増加)	121,331	408,555
未成工事支出金の増減額(は増加)	52,500	2,386
仕入債務の増減額(は減少)	161,257	76,283
未成工事受入金の増減額(は減少)	37,188	12,063
その他	10,208	95,601
小計	203,297	534,817
利息及び配当金の受取額	869	582
法人税等の支払額	96,239	121
営業活動によるキャッシュ・フロー	298,667	534,356
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,890	4,688
無形固定資産の取得による支出	3,530	2,519
保険返戻金による収入	8,992	-
その他	116	984
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,687	8,192
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	55,225	44,878
財務活動によるキャッシュ・フロー	55,225	44,878
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	352,205	587,428
現金及び現金同等物の期首残高	1,428,832	1,211,967
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,076,626	624,539

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期累計期間の営業損失及び経常損失は471千円、税引前四半期純損失は5,905千円それぞれ増加しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産の減価償却費については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
税金費用の計算	当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前当期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損失に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、94,846千円です。 2 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示することとしておりますが、当該たな卸資産(未成工事支出金)のうち、当該工事損失引当金に対応する額は916千円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、90,394千円です。 2 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示することとしておりますが、当該たな卸資産(未成工事支出金)のうち、当該工事損失引当金に対応する額はありません。

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 71,218千円 従業員給与手当 209,069千円 賞与引当金繰入額 31,730千円 役員退職慰労引当金繰入額 10,627千円 法定福利費 33,666千円 事務用品費 21,089千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 76,213千円 従業員給与手当 210,351千円 賞与引当金繰入額 42,515千円 役員退職慰労引当金繰入額 11,256千円 法定福利費 30,801千円 事務用品費 26,343千円

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 24,843千円 従業員給与手当 71,758千円 賞与引当金繰入額 10,331千円 役員退職慰労引当金繰入額 3,620千円 法定福利費 10,483千円 事務用品費 5,032千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 24,881千円 従業員給与手当 70,254千円 賞与引当金繰入額 15,618千円 役員退職慰労引当金繰入額 3,754千円 法定福利費 11,230千円 事務用品費 8,337千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) 現金及び預金 976,626千円 有価証券 100,000千円 現金及び現金同等物 1,076,626千円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日) 現金及び預金 624,539千円 現金及び現金同等物 624,539千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	12,712,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	1,533,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	当第3四半期 会計期間末残高 (千円)
ストック・オプションとしての 新株予約権	28,029

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,714	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 82千円

(内訳) 販売費及び一般管理費 45千円

売上原価 37千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入額 297千円

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はオフィスや各種施設に関わるCM(コンストラクション・マネジメント)手法のプロジェクト・マネジメント事業を展開しており、そのサービスの内容から、「オフィス事業」、「CM事業」及び「CREM事業」の3つを報告セグメントとしております。

「オフィス事業」は、オフィスの移転・新設・改修のプロジェクト・マネジメント、ICT・データセンターの構築、ワークスタイルの変革等、オフィスづくりと運用に関するあらゆる業務をサポートしております。

「CM事業」は、ビルや学校、工場、医療施設、鉄道駅施設、商業施設、その他各種施設の建設・運用に関する業務をCM手法でサポートしております。

「CREM事業」は、企業の保有資産の最適化をサポートするCREM(コーポレート・リアル・エステート・マネジメント)として、固定資産の管理・運用業務、多拠点統廃合業務をアウトソーサーとして最適化するサービス等を提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自 平成 22年 4月 1日 至 平成22年12月31日)

(単位:千円)

	オフィス事業	CM事業	CREM事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	1,620,513	656,002	506,812	2,783,328
セグメント間の内部売上高又は振替高				
計	1,620,513	656,002	506,812	2,783,328
セグメント利益又は損失()	56,486	72,449	16,471	112,465

(注)セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

当第3四半期会計期間(自 平成22年10月 1日 至 平成22年12月31日)

(単位:千円)

	オフィス事業	CM事業	CREM事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	353,309	284,171	92,648	730,129
セグメント間の内部売上高又は振替高				
計	353,309	284,171	92,648	730,129
セグメント損失()	23,975	38,181	4,173	66,330

(注)セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	130円42銭	1株当たり純資産額	140円95銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,485,870	1,599,861
普通株式に係る純資産額(千円)	1,457,840	1,575,629
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	28,029	24,231
普通株式の発行済株式数(千株)	12,712	12,712
普通株式の自己株式数(千株)	1,533	1,533
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の 数(千株)	11,178	11,178

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額()	10.20円	1株当たり四半期純損失金額()	6.54円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失()(千円)	113,963	73,074
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	113,963	73,074
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,178	11,178

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 5.38円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株あたり四半期純損失であるため、記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 3.53円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株あたり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失()(千円)	60,103	39,469
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	60,103	39,469
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,178	11,178

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅 林 邦 彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 岡 健 二 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠 藤 洋 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期会計期間より工事契約に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月8日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅 林 邦 彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 岡 健 二 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠 藤 洋 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第31期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。